

開発行為許可申請手数料の改定のお知らせ（令和3年7月1日～）

開発行為許可申請手数料	改定額	現行単価
ア 主として自己の住居の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合（自己居住用）		
開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満	8,800 円	8,800 円
開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	22,000 円	22,000 円
開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	<u>45,000 円</u>	<u>44,000 円</u>
開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	89,000 円	89,000 円
開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	130,000 円	130,000 円
開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	180,000 円	180,000 円
開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	<u>230,000 円</u>	<u>220,000 円</u>
開発区域の面積が 10 ヘクタール以上	310,000 円	310,000 円
イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合（自己業務用）		
開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満	14,000 円	14,000 円
開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	31,000 円	31,000 円
開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	<u>67,000 円</u>	<u>66,000 円</u>
開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	120,000 円	120,000 円
開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	210,000 円	210,000 円
開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	280,000 円	280,000 円
開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	350,000 円	350,000 円
開発区域の面積が 10 ヘクタール以上	490,000 円	490,000 円
ウ その他の開発行為の場合（非自己用）		
開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満	89,000 円	89,000 円
開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	130,000 円	130,000 円
開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	200,000 円	200,000 円
開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	270,000 円	270,000 円
開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	400,000 円	400,000 円
開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	520,000 円	520,000 円
開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	680,000 円	680,000 円
開発区域の面積が 10 ヘクタール以上	<u>900,000 円</u>	<u>890,000 円</u>
開発行為変更許可申請手数料		
変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。（上限値）	<u>900,000 円</u>	<u>890,000 円</u>

（下線 改正部分）

○令和3年7月1日に受付をする申請から改定後の手数料が適用されます。